

秋田市告示第264号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年9月5日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店
株式会社T S U R T O N
代表取締役 福 田 勉
秋田市南通宮田13番36号
セブンイレブン 秋田南通宮田店
セブンイレブン 秋田仁井田二ツ屋店
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日
令和7年9月2日
- 3 期間
令和7年9月2日から令和8年3月31日まで